慶應義塾大学大学院法務研究科および新潟大学法学部の

法曹養成連携協定

慶應義塾大学大学院法務研究科(以下「甲」という。)と新潟大学法学部(以下「乙」という。)は、次のとおり法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(以下「法」という。)第6条の規定に基づく法曹養成連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

- **第1条** 本協定は、法第6条第1項の規定に基づき、甲における教育との円滑な接続を図るための課程を乙に置くにあたり、当該課程における教育の実施および甲における教育との円滑な接続を図るために必要な事項について定めることを目的とする。
- 第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院および連携 法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。
 - 連携法科大学院 慶應義塾大学大学院法務研究科学則第3条に規定する甲の法務 研究科法曹養成専攻
 - 二 連携法曹基礎課程 新潟大学法学部規程第5条に基づく乙の法学部法学科の法曹 養成プログラム(以下、「本法曹コース」という。)

(法曹コースの教育課程)

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別表第1のとおり定める。

(法曹コースの成績評価)

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別表第2のとおり定め、当該基準に従い 成績評価を行うものとする。

(法曹コースの早期卒業の基準等)

- **第5条** 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別表第 3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。
- 2 乙は、本法曹コースの学生が、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するとともに、連絡協議会と連携を取りながら指導に当たるものとする。
 - 一 本法曹コースの2年次学生に対して、10名程度の教員を学修指導教員として配置すること

- 二 本法曹コースの3年次以上の学生に対して、学生が所属する演習の担当教員を、 学修指導教員として配置すること
- 三 前2号の学修指導教員に加えて、学修その他の就学に関する助言を行う教員として実務経験のある教員を配置すること

(甲の乙に対する協力等)

- **第6条** 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に 配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。
 - 一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、連携法 科大学院の開設科目を履修する機会を必要に応じて提供すること
 - 二 乙の求めに応じ、進学説明会等の実施にあたり、連携法科大学院の教員を派遣すること
 - 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲および乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑 な接続を図るための方策について継続的に調査研究および協議を行うため、連絡協議 会を設置するものとする。
- 3 甲および乙は、協議により、前項の連絡協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

- **第7条** 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。
 - 一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否 判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別表第4のとおりとする。

(本協定の有効期間)

- 第8条 本協定の有効期間は、2020年4月1日から5年間とする。ただし、有効期間満了の1年前の日までに、甲または乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。
- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(本協定に違反した場合の措置)

- **第9条** 甲または乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方 当事者に対し、相当な期間を定めてその改善を申し入れることができる。
- 2 甲または乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお当該事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りでない。

(本協定の終了)

- **第10条** 本協定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号が定める時点において現に本法曹コースに在籍し、または在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。
 - 一 甲または乙が本協定の更新を拒絶した場合 当該拒絶の時
 - 二 甲および乙が本協定の廃止に合意した場合 当該合意の時
 - 三 甲または乙が本協定の廃止を通告した場合 当該通告の時

(本協定に定めのない事項)

第11条 甲および乙は、本協定に定めのない事項であって協定の目的の実施にあたり 調整が必要なものおよび本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項 に規定する連絡協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれが署名押印のうえ、各1通を保有する。

2020 (令和2) 年2月4日

甲 慶應義塾大学大学院法務研究科 委員長 北居 功

 乙
 新潟大学法学部

 学部長
 渡辺
 豊

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コース(法曹養成プログラム)の教育課程を編成する。

(1) 教育課程の基本的な編成方針

法曹養成プログラムは、本学法学部における4年間の法学の学びを体系的に編成するものである。また、法曹養成プログラムは、法科大学院における2年間の既修者コースへの進学を前提とし、法科大学院における未修者コースの1年次までの学修内容を法学部での学びにおいて完成させようとするものである。すなわち法曹養成プログラムは、学部・大学院を通じた6年間の一貫性のある体系的な法学教育を前提とするものであるということができる。法曹養成プログラムの具体的内容は、「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」及び「刑事訴訟法」に関する分野の科目を含む法科大学院における法律基本科目に対応する科目(以下、基本7法科目という)を中核とする。また、1年次の「スタディ・スキルズ」、2年次の「基礎演習(憲・民・刑)」、3年次の「法文書作成」「法政演習」、4年次の「卒業研究」「ジュニア・リサーチ・ペーパー」といった演習科目を配置し、学生の主体的な学びを支援する。法曹養成プログラムでは、法学部での4年間の学びを大きく3つのステップに分けて編成する。3つのステップとは、「大学学習準備」「法的ルールの基礎学修」「進路選択・学修完成」である。

(2) 教育内容や方法に係る方針

第1ステップの「大学学習準備」では、大学の学びに必要なスキルの修得や法学の基礎的素養を養う。また、法学部における専門教育を受けるための導入として、社会における法の役割について学ぶ。具体的には、法曹を志す学生に早期に専門教育の機会を提供するため、1年次第1学期より、法学部導入科目である「人文社会科学入門(法学)」及び「リーガル・システム」を履修する。また、演習科目として「スタディ・スキルズ」を配置し、高校までの学びから大学における法学の学びへの転換を支援する。第2ステップの「法的ルールの基礎学修」では、法律学及びそれに関連する領域関連科目を主として履修する。法律学の基幹科目である憲法・民法・刑法については、それぞれの講義科目に対応させつつ、「基礎演習」との組み合わせを、憲法・民法・刑法のいずれかで完成させる。具体的には、2年次の「憲法基礎演習」「民法基礎演習」「刑法基礎演習」において、各分野の基本判例を扱う少人数の演習を実施する。学生は、これら3つのうち少なくとも1つを履修しなければならない。

第3ステップの「進路選択・学修完成」では、社会の様々な問題を法的に対処するための問題解決能力を養うとともに法科大学院に進学するための基礎的素養を完成させる。具体的には、法的な議論と法文書の作成に係る実践的な能力の涵養を目的とし、3年次に「法文書作成 I・II」を履修する。また、法曹に求められる専門的知識、課題発見能力、ディスカッション能力等を涵養するため、特定の分野に関する少人数での3年次の必修演習科目として「法政演習 I・II」を、4年次の必修演習科目として「卒業研究 I・II」を履修する。さらに4年次には、「ジュニア・リサーチ・ペーパー」を必修科目として履修し、本プログラムの集大成を図る。

(3) 学修成果の評価に係る方針

本プログラムにおいて重視する学修成果は、高い法的な推論、分析、構成及び論述の能力である。このため、基本 7 法科目を中核とする専門講義科目については、定期試験において記述式試験を原則とし、厳格な相対評価を実施する。また、専門演習科目については、高度な法文書作成能力の涵養を目的としてきめ細かな指導を徹底する。具体的には、「卒業研究 $I \cdot II$ 」「ジュニア・リサーチ・ペーパー」を集大成科目として位置づけ、これらの科目において法文書作成能力を涵養する。なお、法曹養成プログラムでは、とくに優秀な学生について、3年次での早期卒業を可能とする。3年次早期卒業の場合には、通常の卒業要件にくわえ、高い成績要件(基本 7 法科目の 3 分の 2 以上が「秀」または「優」であること及び全履修科目の累積 GPA の値が 2.8 以上であること)であることを要件とする。

2. 乙の法曹コースの教育課程

学	学	必修科目		選択必修和	計巨		選択科目	
年	期	科目名	単位数	科目名		単位数	科目名	単位数
		スタディ・スキルズ	2					
		人文社会科学入門(法学)	2					
	<u> </u>	憲法Ⅱ(統治機構論)※1	2					
	前期	リーガル・システム	2					
		憲法Ⅲ(憲法総論・人権総論)※1	2					
		民法Ⅱ(不法行為)※1	2					
		刑法Ⅲ(刑法各論)※1	2					
1		憲法 (人権各論)	2					
年		民法 (民法総則)	2					
		刑法 (刑法総論 1)	2					
	34.	行政法 (行政法総論)※1	2					
	後期	特殊講義(公法発展)※1	2					
	朔	民法Ⅲ(物権1)	2					
		特殊講義(刑法各論発展)※1	2					
		会社法 (総論・機関)※1	2					
		行政法Ⅲ(行政手続法・行政組織法)※1	2					
		民法IV (債権総論 1)	2	憲法基礎演習		2	特殊講義(法哲学)	2
	前期	民法Ⅷ(親族)	2				法社会学	2
		刑法 II (刑法総論 2)	2				特殊講義(リーガル・プ	2
			۷				ロフェッション)	2
		会社法Ⅱ(株式)※1	2				特殊講義(英米法)	2
		民事訴訟法 I (総論)※1	2					
2		行政法Ⅱ(行政争訟法)※1	2		\vdash	※ 2		
年		民法 V (債権総論 2)	2					
1		会社法Ⅲ(設立·M&A)※1	2					
		刑事訴訟法 (刑事手続総説・捜査法)※1	2					
		特殊講義(国家補償法)※1	2					
		民法VI(債権各論)	2	民法基礎演習		2		
	後期	特殊講義(手形小切手法)※1	2	刑法基礎演習,	J	2		
		民事訴訟法Ⅱ(各論)※1	2					
		民法VII(物権 2)	2					

		民法IX(相続)	2			
		刑事訴訟法Ⅱ(公訴・公判・証拠法)※1	2			
	前期	法文書作成 I	2		特殊講義(企業取引法)	2
		法政演習 I	2			
		卒業研究	2			
3	後期	法文書作成Ⅱ	2			
年		法政演習Ⅱ	2			
		卒業研究Ⅱ	2			
	通	ジュニア・リサーチ・ペーパー	4			
	年	ジュニア・リリーテ・ベーバー	4			
∧ = I		·	00	2		10
合計			80	2		※ 3

【備考】

- ※1 法学プログラムを前提とした場合の配当年次前倒し科目
- ※2 この中から2単位以上の習得が必要
- ※3 乙の履修要件に従い、法曹養成プログラムの必修科目(80 単位)及び選択必修科目(2 単位)を 含む専門科目 124 単位以上を修得することが乙の卒業及び法曹養成プログラム修了に必要である

<別紙2> 法学部における成績評価の基準

第4条の成績基準は、次のとおりとする。

1. 成績評価基準

区分	評点	成績通知書の表 示	評価の割合		
	100~90点	秀		若干名	
	89~80点	優	60 点以上 の受験者	秀と優の割合が合計で 20%	
合格				以内	
	79~70点	良	のうち	おおむね 40%程度	
	69~60点	可		おおむね 40%程度	
不合格	59点以下	不可			

2. 備考

- (1) 上記成績表記基準の対象科目は指定7法科目とする。ただし、以下の科目についてはその対象外とする。
 - ① 法学部履修者 20 名未満の指定 7 法科目
 - ② その他,学務委員会が適当と認めた科目
- (2) 成績通知書の表示(評語)の基準は、次のとおりである。

評語	基準		
秀 授業科目の目標を超えている。			
優	授業科目の目標に十分達している。		
良	授業科目の目標に照らして一定の水準に達している。		
可 授業科目の目標の最低限を満たしている。			
不可	授業科目の目標の最低限を満たしていない。		

- (3) GP 及び学期 GPA の算出方法は、以下の通りとする。
 - ① GP= (得点-50) /10
 - ② 学期 GPA= (当該学期に履修登録した各授業科目の単位数×GP) の総和/当該学期に履修登録した各授業科目の単位数の総和

<別紙3>

乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

第5条第1項の早期卒業制度は、次のとおりとする。

1. 対象者

法曹養成プログラムの登録をしている者

2. 早期卒業の認定要件

法曹養成プログラムの卒業(以下「法曹コース早期卒業」という)についての要件は,次に掲げると おりとする。

- (1) 本学部の在学期間が通算3年(6学期)に達していること
- (2) 本学部の卒業要件として認められる科目につき 124 単位以上修得していること
- (3) 【別表 1】に定める必修科目の単位を修得していること
- (4) 【別表 1】に定める必修科目 L 類及び必修科目 M 類の授業科目の 2/3 以上が「秀」(90 点以上) 若しくは「優」(80~89 点) であること
- (5) 第3年次終了時の全履修科目の累積 GPA が2.8 以上であること

【別表1】

名称		名称	種目	備考	単位数			
	必修科目 A 類		必修:1年次	スタディ・スキルズ 人文社会科学入門 リーガル・システム				
	必修科目し類		必修:1~3年次	<指定7法科目>				
	1	憲法関係	憲法 I (人権各論) , ; (公法発展)	憲法Ⅱ(統治機構論),憲法Ⅲ(憲法総論,人権総論),特殊講義	8			
	2	民法関係	民法Ⅱ(不法行為) , 民法Ⅲ(物権 1) , 民法Ⅳ(債権総論 1) , 民法 去Ⅵ(債権各論) , 民法Ⅶ(物権 2) , 民法Ⅷ(親族) , 民法Ⅸ(相続)	18				
(1)	③ 刑法関係 刑法関係 刑法工(刑法総論 1),刑法工(刑法総論 2),刑法工(刑法各論),特殊講義(刑法各論 発展)							
	4	商法関係	会社法 I (総論,機関),会社法Ⅱ(株式),会社法Ⅲ(設立,M&A),特殊講義(手形小切手法)					
	(5)	民事訴訟法関係	民事訴訟法Ⅰ(総論),民事訴訟法Ⅱ(各論)					
	6	刑事訴訟法関係	刑事訴訟法 I (刑事手続総説,捜査法),刑事訴訟法 Π (公訴,公判,証拠法)					
	7	行政法関係	行政法 I (行政法総論 I) ,行政法 I (行政争訟法) ,行政法 I (行政手続法,行政組織法) ,特殊講義(国家補償法)					
	総合計			29 科目	<u>58</u>			
(2)) 必修科目 M 類		選択必修: 1~2年次	法曹養成プログラム用の憲法基礎演習,民法基礎演習,刑 法基礎演習の中から1科目	<u>2</u>			
(3)	必修科目N類		必修:3年次	法文書作成Ⅰ,法文書作成Ⅱ	<u>4</u>			
(4)	必修科目€類		必修:3年次	法政演習Ⅰ,法政演習Ⅱ	<u>4</u>			
(5)	(5) 必修科目 D類		必修:3年次	卒業研究Ⅰ , 卒業研究Ⅱ , ジュニア・リサーチ・ペーパー	<u>8</u>			
		総合計		40 科目	<u>82</u>			

3. 早期卒業の認定手続

早期卒業を希望し、下記の条件を満たす者は、第2年次(休学期間を除く)が終了する学期の公示する日時までに、学部長に早期卒業希望届を提出しなければならない。

- (1) 早期卒業希望届を提出した年度の3月31日時点で在籍期間が通算2年(4学期)であること
- (2) 第2年次終了学期までの全履修科目の累積 GPA が 2.8 以上であること
- 4. 履修条件(CAP) とその上限を超えて科目履修を認める場合の要件
- (1) 学生が各学期に履修科目として登録することができる単位数は22単位を上限とする。
- (2) (1)にかかわらず、前学期において優れた成績をもって単位を修得した学生については、【別表 2】 の定めるところにより、これを超える単位数を登録することができる。
- (3) GP 及び学期 GPA の算出方法は、以下の通りとする。
 - GP= (得点-50) /10
 - 学期 GPA=(当該学期に履修登録した各授業科目の単位数×GP)の総和/当該学期に履修登録した各授業科目の単位数の総和

【別表 2】

前学期の学期 GPA	登録可能単位数
3.5 以上	30
3.0 以上 3.5 未満	26
2.5 以上 3.0 未満	24

<別紙4>乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

法曹コース修了(早期卒業)予定者特別入試(5年一貫型教育選抜)

募集人員 45名

(ただし、大都市圏以外の地域での大学学部法曹養成教育との連携を図るための地方枠として4名を含む。地方枠とは、11大都市圏(札幌、仙台、関東、新潟、静岡・浜松、中京、近畿、岡山、広島、北九州・福岡、熊本)以外の地域に加えて、大都市圏であっても、当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域(新潟、静岡・浜松、熊本)にある連携大学から、学部教育と一貫した法曹教育を継続・完成するために法科大学院への進学を45名の内に枠として設ける趣旨である。)

対象者 協定関係にある大学法学部 3 年次の法曹コースに在籍し、同法学部を、翌年 3 月 31 日までに早期卒業する見込みでかつ法曹コースも修了する見込みの者、または、同法学部 4 年次に在籍し、同法学部を、翌年 3 月 31 日までに卒業する見込みで、かつ、すでに法曹コースを修了したか、または、翌年 3 月 31 日までに法曹コースを修了する見込みの者

合否判定の方法 志願者報告書

法曹コースの成績

3年次春学期の法曹コース必修科目授業担当者の所見

※ 会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法については、入学試験では評価の対象とすることができないため、当該科目の既修者認定を受けるためには、法曹コースの当該科目についてGPA3.0以上の成績を取得する必要がある(一定水準を満たさない科目については、入学後に法科大学院1年次科目を履修すべきものとする)。

法曹コース修了予定者特別入試(開放型特別選抜)

募集人員 45 名

対象者 大学法学部の3年生で法曹コースに在籍し、同法学部を、翌年3月31日 までに早期卒業する見込みの者

出願要件 大学法学部の法曹コースに開設される1年次及び2年次必修科目の単位を 修得すること。

合否判定の方法 志願者報告書

法曹コースの成績

憲法・刑法・民法の法律科目の論文式試験

※ 会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法については、入学試験では評価の対象とすることができないため、当該科目の既修者認定を受けるためには、翌年3月に実施予定のこれらの科目の既修者認定試験に合格する必要がある(一定水準を満たさない科目については、入学後に法科大学院1年次科目を履修すべきものとする)。